



株式会社 **セブン&アイ** HLDGS.

2026 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 スティーブン・ヘイズ・デイカス
(コード番号 3382 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 執行役員 最高財務責任者 高木 哲也
(TEL. 03-6238-3000)

(開示事項の経過) 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに
第三者割当による第 23 回乃至第 27 回新株予約権の発行に関するお知らせ
(ファシリティ型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式の取得)

当社は、2026 年 7 月 31 日付「自己株式の取得枠設定に関するお知らせ (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」で公表のとおり、同日付の取締役会決議に基づく自己株式の取得に関して、本日、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) における買付けにより自己株式取得 (以下「本自己株式取得 (ToSTNeT-3)」という。) を行いました。

本自己株式取得 (ToSTNeT-3) においては、SMB C 日興証券株式会社 (以下「SMB C 日興証券」という。) より同社の自己の計算に基づき 189,663,300 株 (総額 399,999,899,700 円) の売付注文がなされ、そのうち 174,162,900 株 (総額 367,309,556,100 円) が約定されております。

上記の本自己株式取得 (ToSTNeT-3) の結果をふまえ、2026 年 7 月 31 日付「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け並びに第三者割当による第 23 回乃至第 27 回新株予約権の発行に関するお知らせ (ファシリティ型自己株式取得 (Accelerated Share Repurchase) による自己株式の取得)」で公表した、第 23 回乃至第 27 回新株予約権 (以下、個別に又は総称して「本新株予約権」という。) に関する内容について、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式取得 (ToSTNeT-3) の結果につきましては、本日付で公表の「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得結果及び取得終了に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権の概要>

(1) 当該発行による 潜在株式数	第 23 回新株予約権 : 34,832,800 株 第 24 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権 : 各 34,832,400 株 (計 139,329,600 株) ※ 上記株式数は上限を示したものであり、取得可能株式数 (平均 VWAP) (以下に定義する。) がそれぞれ 100 株となった場合を前提とした株式数であり、各売却株式数 (日興) (以下に定義する。) より 100 株を控除した株式数です。 ※ 実際の各交付株式数については、各本新株予約権の権利行使時に下記 (2) に記載の方法により算出されます。
(2) 行使時の交付株式数の 算定方法	各本新株予約権の行使時の実際の各交付株式数は、各本新株予約権の権利行使日に、原則として以下の算式に基づき算出されます。

ご注意 : この文書は、当社の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関して一般に公表するための適時開示文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	交付株式数 = ①売却株式数（日興）－②取得可能株式数（平均 VWAP） ①「売却株式数（日興）」は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）において S M B C 日興証券が自己の計算で当社に売却した株式数を 5 で除した株式数（ただし、第 24 回新株予約権乃至第 27 回新株予約権に対応するものは 100 株未満を切り捨てるものとし、当該切捨て分は第 23 回新株予約権の売却株式数（日興）に加算する。）であり、以下のとおりです。 ・第 23 回新株予約権：34,832,900 株 ・第 24 回新株予約権：34,832,500 株 ・第 25 回新株予約権：34,832,500 株 ・第 26 回新株予約権：34,832,500 株 ・第 27 回新株予約権：34,832,500 株 ②「取得可能株式数（平均 VWAP）」は、以下の計算式に従って算出される株式数（計算の結果生じる 100 株未満の端数は切り上げます。）となります。 $\text{取得可能株式数（平均 VWAP）} = \frac{\text{（ア）受領金額（日興）}}{\text{（イ）平均 VWAP}}$ （ア）「受領金額（日興）」は、2026 年 7 月 31 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に各売却株式数（日興）を乗じた金額です。 （イ）「平均 VWAP」は、各本新株予約権に対応する各調整期間の初日から各本新株予約権の権利行使日の直前取引日（同日を含む。）までの期間（以下「平均 VWAP 算定期間」という。）中の東京証券取引所における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の単純算術平均値に各本新株予約権毎に定められた以下料率をそれぞれ乗じた価格（円位未満小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入する。）となります。ただし、平均 VWAP の算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して 5 取引日前の日から同期間の末日までの期間、各本新株予約権の発行要項に定める除外市場混乱事由発生日は平均 VWAP 算定期間に含めません。 ・第 23 回新株予約権：100.55% ・第 24 回新株予約権：100.90% ・第 25 回新株予約権：100.92% ・第 26 回新株予約権：101.18% ・第 27 回新株予約権：101.75% なお、当社普通株式に対する公開買付けが開始又は公表された場合等一定の場合においては、各交付株式数は、各本新株予約権の発行要項に定める算式に基づき算出されます。
--	---

以上